



平成22年7月15日

覚知と同時に出動する消防ヘリコプターを活用した傷病者搬送

～ 迅速な搬送による救命率の向上を目指して！ ～

東京消防庁では、傷病者搬送の迅速性や救命率の向上を図るために、消防ヘリコプターによる救急搬送体制を整備し、山間部や島しょ地域等を中心に運用させ、多大な成果をあげています。

当庁では、傷病者の搬送時間の更なる短縮を図るため、平成19年4月から多摩西部で傷病者の搬送時間の短縮が期待できる地域を対象に119番通報時から救急隊と消防ヘリコプターが同時に出動する運用を実施し、更には、下記のとおり、特別区に運用を拡大させ、平成20年4月から江戸川区及び葛飾区の各一部の地域において実施しています。

記

1 特別区内の運用について

(1) 対象区域

江戸川区及び葛飾区の各一部の計30か所の町丁目

(2) 内容

江戸川河川敷内の2か所の臨時離着陸場（区立篠崎緑地及び区営江戸川野球場）を使用し、重症以上の傷病者を救急隊から引き継ぎ、迅速な搬送をしている。

(3) 実績

実施期間	出動件数	従事件数
平成20年4月1日～平成22年6月30日	107	36

（不従事の主な理由は、救急隊の観察結果から中等症以下と判断され、陸路搬送によるものである。）

(4) ヘリコプターで傷病者を搬送した場合の効果

搬送時間が平均で約8分間短縮した。

2 今後の運用区域の拡大について

平成22年7月20日からは、足立区北西部を対象地域とし、都立舎人公園を離着陸場として運用を開始する。

問い合わせ先

東京消防庁 広報課 報道係
電話（代）3212-2111
内線 2345～2350

消防ヘリコプターの着陸訓練写真



舎人公園内陸上競技場



舎人公園内南草地広場